１　学校の施設・設備

(1) 学校の施設・設備基準の基本

学校教育法 第3条

ア　学校の設置者は，学校の種類に応じ，文部科学大臣の定める設備，編制その他に関する設置基準に従って設置しなければならない。

イ　学校には，その目的を実現するのに必要な校地，校舎，校具，運動場，図書館又は図書室，保健室その他の設備を設けなければならない。学校の位置は，教育上適切な環境に定めなければならない。

学校保健安全法

　　　第6条

学校教育法施行規則

第1条

ウ　学校では，換気，採光，照明，保温を適切に行い，清潔を保つなど，環境衛生の維持，改善を図るとともに，施設・設備の点検を適切に行い，必要に応じて修繕する等危険防止の措置を講じ，安全な環境の維持を図らなければならない。

(2) 小・中学校の施設・設備基準

学校教育法施行規則

第40,69条

教育改革国民会議の提言や「21世紀教育新生プラン」などを踏まえ多様な小中学校の設置を促進する観点から，平成14年「小学校設置基準」及び「中学校設置基準」が制定された。制定に当たっては設置基準を最低基準と位置づけ，地域の実情に応じた対応が可能となるよう，また設置者の多様な教育理念を実現する観点から，できる限り弾力的，大綱的な規定となっている。

ア　主な内容

小学校設置基準

中学校設置基準

　　　　　 第7条

(ｱ) 一般的基準

小・中学校の施設及び設備は，指導上，保健衛生上，安全上及び管理上適切なものでなければならない。

(ｲ) 校舎及び運動場の面積等

小学校設置基準

中学校設置基準

　　　　　 第8条

校舎及び運動場の面積は，原則別表に定める面積以上とする。ただし，地域の実態その他により特別の事情があり，かつ，教育上支障がない場合は，この限りでない。

校舎及び運動場は，同一の敷地内又は隣接する位置に設けるものとする。ただし，地域の実態その他により特別の事情があり，かつ，教育上及び安全上支障がない場合は，その他の適当な位置に設けることができる。

(ｳ) 校舎に備えるべき施設

小学校設置基準

中学校設置基準

　　　　　 第9条

校舎には少なくとも教室（普通教室，特別教室等），図書室，保健室及び職員室を備えるものとする。また，必要に応じて特別支援学級のための教室を備えるものとする。

(ｴ) その他の施設

小・中学校には校舎及び運動場のほか，体育館を備えるものとする。ただし，地域の実態その他により特別の事情があり，かつ，教育上支障がない場合は，この限りでない。

小学校設置基準

中学校設置基準

第10条

(ｵ) 校具及び教具

小・中学校には，学級数及び児童・生徒数に応じ，指導上，保健衛生上及び安全上必要な種類及び数の校具及び教具を備えなければならない。校具及び教具は常に改善し，補充しなければならない。

小学校設置基準

中学校設置基準

第11条

小学校設置基準

中学校設置基準

第12条

(ｶ) 他の学校等の施設及び設備の使用

小・中学校は，特別の事情があり，かつ，教育上及び安全上支障がない場合は，他の学校等の施設及び設備を使用することができる。

小学校設置基準

中学校設置基準

第8条

〔校舎の面積〕

小学校

|  |  |
| --- | --- |
| 児　童　数 | 面積（平方メートル） |
| １人以上　40人以下 | 500 |
| 41人以上480人以下 | 500＋５×（児童数－40） |
| 481人以上 | 2,700＋３×（児童数－480） |

中学校

|  |  |
| --- | --- |
| 生　徒　数 | 面積（平方メートル） |
| １人以上　40人以下 | 600 |
| 41人以上480人以下 | 600＋６×（生徒数－40） |
| 481人以上 | 3,240＋４×（生徒数－480） |

〔運動場の面積〕

小学校

|  |  |
| --- | --- |
| 児　童　数 | 面積（平方メートル） |
| １人以上240人以下 | 2,400 |
| 241人以上720人以下 | 2,400＋10×（児童数－240） |
| 721人以上 | 7,200 |

中学校

|  |  |
| --- | --- |
| 生　徒　数 | 面積（平方メートル） |
| １人以上240人以下 | 3,600 |
| 241人以上720人以下 | 3,600＋10×（生徒数－240） |
| 721人以上 | 8,400 |

(3) 国庫補助事業

公立の義務教育諸学校等の新増築に係る経費については，国がその一部を負担する。また，改築・耐震補強などに係る経費については，「学校施設改善交付金」として地方公共団体ごとに一括して交付される。

ア　施設への補助事業

施設費負担法

第3条

(ｱ) 負担金対象事業

ａ　小中学校校舎の新増築

施設費負担法施行令

第3条

小・中学校の教室の不足を解消するために必要がある場合には，新増築に要する経費の２分の１が国庫負担の対象となる。教室の不足の範囲は，普通教室の数・普通教室の総面積・特別教室の数・特別教室の総面積・多目的教室の総面積・多目的教室及び少人数授業用教室の総面積のいずれかが，小学校又は中学校の別に学級数に応じて文部科学大臣の定める基準に達しない場合である。

公立学校施設費国庫

負担金等に関する関係法令等の運用細目

ｂ　小中学校屋内運動場の新増築

施設費負担法

第3条

ｃ　小中学校の統合校舎等の新増築

学校施設環境改善交付金交付要綱

(ｲ) 交付金対象事業

ａ　危険建物の改築

構造上危険な状態にある建物の改築

ｂ　長寿命化改良事業

(a) 構造体の劣化対策を要する建築後40年以上経過したものの改良

(b) 建築後20年以上であるものの長寿命化を図るための予防的な改修

ｃ　不適格建物の改築

教育を行うのに著しく不適当で特別な事情にあるものの改築

ｄ　補強

ｅ　大規模改造（質的整備）

(a) 教育内容及び方法の多様化に適合させるための内部改造工事

(b) 法令等に適合させるための整備工事

(c) 空調設置工事

(d) バリアフリー化等施設整備工事

(e) 防犯対策施設整備工事

(f) 特別防犯対策施設整備工事

ｆ　学校統合に伴う既存施設の改修

ｇ　屋外教育環境の整備に関する事業

ｈ　公害

ｉ　火山

ｊ　学校給食施設の新増築・改築

ｋ　学校体育諸施設整備事業（プール・武道場）

ｌ　防災対策強化事業

ｍ　太陽光発電等導入事業

(ｳ) その他

ａ　特色ある学校施設づくり

どのような学校を建てるのか，どのように学校を整備していくのか，各設置者が，独自の創意工夫で特色ある学校施設整備を行うことができるよう用意された国庫補助制度である。

(a) 基本設計費

創意と工夫をこらし，地域の実情にそった特色ある学校施設づくりを推進するため，学校施設の全体を整備する事業の基本設計費について国庫補助する。

(b) 多目的スペース整備

中央教育審議会答申等の趣旨を踏まえ，個に応じた指導，体験的な学習や問題解決，ティーム・ティーチング等の学習指導の工夫改善を効率的に実施するため，個別学習やグループ学習にも対応できる学習スペースを整備する必要がある。また，少人数指導に対応して「新世代型学習空間」を整備していくことも必要である。このような多様な学習形態に対応する学習スペースとして多目的スペースを小中学校校舎の必要面積に加算する。

(c) エコスクール・プラス

環境を考慮した学校施設（エコスクール）の認定を受けた学校が施設の整備事業を実施する際に， 関係各省より補助事業の優先採択などの支援を受けることができる。

※　本事業は，文科省，農水省，国交省及び環境省が協力し実施する。

災害復旧費負担法

第3条

航空機騒音防止法

第5条

防衛施設周辺整備法

第3条

ｂ　災害復旧

公立学校の施設の災害復旧に要する経費について，その３分の２が国庫負担の対象となる。

ｃ　電源立地地域対策交付金（経済産業省所管）

ｄ　教育施設等騒音防止対策事業費補助金（国土交通省所管）

ｅ　防衛施設周辺防音事業補助金（防衛省所管）

イ　設備への補助金

(ｱ) 理科教育設備補助

理科教育振興法

　　　　　 第9条

理科教育振興法施行令

第2条

公立，私立の小・中・高等学校，特別支援教育諸学校の設置者が，その学校の理科教育設備を一定の基準まで高めようとする場合，国はその経費の２分の１を予算の範囲内で補助する。

(ｲ) 算数・数学教育設備補助

算数・数学教育設備についても，理科教育設備と同じ考え方で，一般の教材基準に含まれるもの以外の特別設備について，補助が行われている。

(4) 地方債と地方交付税制度

公立学校施設整備については，国庫補助事業以外に，地方財政措置（地方債と地方交付税交付金）という財源が存在しており，国庫補助制度と地方財政措置は，お互いに補完しあい効果を発揮している。

(5) 社会教育のための施設利用

学校教育法

第137条

社会教育法

第48条

学校には，学校教育上支障のない限り，社会教育に関する施設を附置したり，学校施設を社会教育その他公共のために利用させたりすることができる。

ア　社会教育講座の使用

学校の管理機関（教育委員会）は学校に対し，その施設と教育組織を使って，社会学級講座等学校施設の利用による社会教育の講座の開設を求めることができる。

イ　スポーツのための使用

国・地方公共団体は，学校教育に支障のない限り，学校のスポーツ施設を　　一般のスポーツのための利用に供し，その施設の補修等に関し適切な措置を講ずる。

スポーツ振興法

第13条

地方自治法

第244条

社会教育法

第45,46,47条

ウ　学校施設の利用手続

(ｱ) 社会教育のために学校施設を利用するためには, 当該学校の管理機関（教育委員会）の許可を受けなければならない。

(ｲ) その際, 管理機関は, あらかじめ当該学校の長の意見を聞かなければならない。

(ｳ) 学校施設の利用が一時的である場合には，管理機関の許可権限は, 学校の長に委任できる。

(ｴ) 国・地方公共団体が社会教育のために学校施設を利用するときは，学校の管理機関と協議することで足りる。

エ　校長の学校施設の利用許可

一般的，定期的な利用については，許可の権限を校長に委ね，異例又は長　　期にわたる利用についてのみ，教育委員会の指示・承認を受けさせるのが一般的である。

オ　校長の学校施設の利用制限

(ｱ) 校長は，法令，条例又は教育委員会規則に制限の定めがあるときは，学校施設の貸与を認めてはならない。

おおむね次のような場合には，施設の貸与が禁じられる。

ａ　学校教育上支障があると認められるとき

ｂ　学校施設等を破損する恐れがあると認められるとき

ｃ　公益を害するおそれがあると認められるとき

ｄ　専ら私的営利を目的とすると認められるとき

ｅ　その他校長において支障があると認められるとき

(ｲ) 教育委員会又は校長は，学校施設の利用について以下の４条件を満たさない場合は，使用を許可しなくてよい。

ａ　使用目的からみて不相当でないこと

ｂ　使用目的からみて他の施設を使用することが困難であること

ｃ　使用によって学校施設に物的支障を生ずるおそれのないこと

ｄ　使用によって児童・生徒に対して格別の精神的悪影響を与えるおそれ　のないこと

カ　余裕教室の活用

H5.4.9（文部省）

余裕教室活用指針

(ｱ) 「余裕教室活用計画策定委員会（仮称）」といった検討組織を各市町村教育委員会内に設置し，基本方針及び学校別計画を策定する。

(ｲ) 学校別計画の策定に当たっての留意事項

ａ　単に現在の余裕教室をそのまま転用するのではなく，学校全体を見直し，必要に応じて余裕教室以外の室配置変更及びこれらに伴う大規模改造を併せて行う。

ｂ　優先順位を考え，まず学校施設としての活用（児童・生徒の学習・生活スペース・授業準備のスペース・管理スペース・学校開放支援スペース）・撤去を図り，さらに余裕教室が見込まれる場合には，学校施設からはずし，積極的に社会教育施設への転用を検討する。

(6) 学校施設の目的外使用

学校施設の確保に関する政令 第3条

ア　学校施設の目的外使用の禁止

学校施設は，学校が学校教育の目的に使用するために設置されたものであり，本来，学校教育のためにのみ使用すべきものである。

イ　学校施設の目的外使用の特例

学校施設の目的外使用が認められるのは次の場合である。

(ｱ) 法律又は法律に基づく命令に基づいて使用する場合

(ｲ) 管理者又は校長の同意を得て使用する場合

ウ　法律・命令に基づく学校施設の目的外使用

消防法 第29条

水防法 第28条

災害救助法 第9条

災害対策基本法

第62条

道路法 第66条

道路法 第68条

公職選挙法

第39,63条

公職選挙法

第161条

公職選挙法施行令

第116条

|  |  |
| --- | --- |
| 使　用　目　的 | 備　　　考 |
| 投票所  開票所 | 学校の授業，研究，諸行事に支障がある場合には，使用することができない |
| 個人演説会 |
| 消火・延焼防止・人命救助のための使用・処分・使用制限 | （消防吏員，消防団員の権限） |
| 水防のための土地の一時使用，運搬用機器の使用，障害物の処分 | （水防管理者，水防団長又は消防機関の長の権限） |
| 災害救助のための施設管理，土地・家屋・物資の使用，物資の保管命令・収用 | （都道府県知事の権限） |
| 災害の発生の防禦，災害の拡大防止のために必要な応急措置 | （市町村長の権限） |
| 道路の調査，測量，工事又は道路の維持のための一時使用  道路の非常災害時の土地の一時使用，物件の使用・収用・処分 | （道路管理者の権限） |

エ　特定政党の学校施設の利用

通常の場合は，社会教育その他公共のための利用（学校教育法第137条）とは認められない。

オ　議会報告演説のための学校施設の利用

本人の選挙区内において，本人かぎりの場合でも不十分で社会教育その他公共のための利用（学校教育法第137条）という規定に照らして，内容的な限定が必要である。

カ　学校敷地内の忠魂碑の建設

宗教的表象ではなく社会教育のための施設である場合には違法ではないが，学校教育の本来の目的から，校地内はできるだけ避けることが望ましい。

キ　公立学校用地内の招魂社の建設

直接学校教育に関係のない恒久的施設を学校構内に設けるのみならず，宗教的施設とみなされる場合には，信教の自由や政教分離を規定する憲法，地方自治法の精神に反する結果にもなるので，学校構内に建設するのは望ましくない。

ク　校庭に公共駐車場を設置

教育活動の遂行及び児童の保健・安全等の観点から，学校施設としては望ましくない。

(7) 施設・設備の維持・管理

ア　施設・設備の管理

地教行法 第21条

地教行法 第33条

学校の施設・設備の管理は, それぞれ設置者が行うが，公立学校 (大学を除く。）については教育委員会が行う。

イ　校長の行う施設・設備の管理

校長は，教育委員会の総括的管理のもとに，その委任を受けて学校の施設設備の日常の管理事務を担当する。教育委員会の管理権の委任については，教育委員会規則（学校管理規則）で定めなければならない。

ウ　一般教職員の行う施設・設備の管理

校長は，教育委員会から委任された権限の範囲内で，学校の施設・設備の管理を総括し，個々の施設等の管理は，所属教職員に分任させる。

エ　施設・設備の管理方法

校長は，学校の施設・設備の管理にあたっては，学校管理規則の定めによるほか，地方公共団体の財産，公の施設の取扱いに関する条例・規則その他の規定によらなければならない。その際には，おおむね次のような点に留意する必要がある。

(ｱ) 施設・設備の管理を統括し，各施設・設備について，教職員の担当区分を定める。

(ｲ) 施設・設備の整備・保全に努める

(ｳ) 施設・設備の効果的運用を図る

(ｴ) 施設・設備に関し必要な表簿を作成し, その現有状況を明確にする。

オ　校長の施設・設備台帳の整備

(ｱ) 校長は，施設台帳（土地台帳，建物台帳），設備台帳，備品台帳等を整備し，その現有状況を明らかにしておかなければならない。

(ｲ) 施設台帳等は教育委員会に保管し，校長は，その副本を備え，変動のつど報告して修正を求める例もある。

カ　施設・設備の管理と業者委託

多くの児童・生徒が活動的な毎日を送っている学校の施設・設備は，より高い安全性が要求される。その管理は学校職員の協力で行っていかなければならないが，専門的技術や法的資格が必要等の理由から，一部業者委託している業務もある。

(ｱ) 衛生設備の管理

建築物衛生確保法

第4条

１棟の延べ面積が8,000㎡以上の学校は，特定建築物に該当し，その管理者は建築物環境衛生管理基準に従ってその建物の維持管理をしなければならない。

建築物環境衛生管理基準 空気環境の調整

給水及び排水の管理

清掃

　 ねずみ，こん虫等の防除

ａ　水質検査

学校の給水（飲料水・プール水）については，学校薬剤師により定期的な水質検査を行わねばならない。

学校保健安全法施行規則 第24条

水道法

第34条の2

水道法施行規則

第55,56条

浄化槽法 第3条

ｂ　簡易専用水道

受水槽の有効容量が10㎥を越える給水施設は，簡易専用水道に該当し，次のような管理基準がある。

総合検査　　年１回　指定検査機関の検査を受ける。

水槽の掃除　年１回　専門業者に委託し行う。

水槽の点検　水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずる。

水の状態　　水の色，濁り，臭い，味などに異常を認めたときは検査を行う。

ｃ　排水施設（し尿施設）

水洗便所は，下水道に直結するか，し尿浄化槽により汚水を処理しなければならない。し尿浄化槽の維持管理や清掃については，法律で基準が定められており，専門業者（浄化槽管理士，浄化槽清掃業者）に委託して行う。便器の清掃（便器，排水管の尿石除去）の業者委託もある。

ｄ　水泳プール循環濾過装置

学校において, プール開設中は水質維持のために，塩素による消毒と循環浄化装置による浄化滅菌が必要である。循環浄化装置の保守点検は，専門業者に委託して行う。

(ｲ) 電気設備の管理

電気事業法

第53条

電気事業法

第42,43条

学校は一般家庭とは違い, 高電圧で受電（自家用電気工作物という。）し，それを低電圧にかえて利用していることが多い。自家用電気工作物の設置者は，次の手続により経済産業大臣に届け出なければならない。

ａ　使用開始届

ｂ　電気主任技術者の選任届出

ｃ　保安規程の制定と届出，遵守

※　電気保安点検

学校においては，主任技術者の雇用は困難なため，電気保安協会等に電気保安の監督に関わる業務を委託して，主任技術者の選任義務を免除されている場合が多い。主任技術者は，定期的に学校の電気設備を点検し，精密試験を行い，結果を業務記録として提出する。

(ｳ) その他の管理

ａ　消防用設備

消防法

第17条の3の3

消防法施行規則

第31条の6\_3

延べ面積が1,000㎡以上の建物には，消防設備士，消防設備点検資格者による定期的な点検が義務づけられている。点検の結果については，特別支援学校は１年に１回，小中学校及び高等学校は３年に１回，消防用施設等点検結果報告書に，消防施設等の種類ごとの点検票を添付して所轄消防署に報告することになっている。

ｂ　警備保障

夜間や休日等の校舎の警備を警備会社に委託する。警備会社の警備員が校舎に常駐して警備する方法と，校舎内に警備会社と連携した警備機器を設置する方法（機械警備）の２種類があるが，施設（警備員室）や経費の関係から機械警備の学校が多い。

ｃ　冷暖房設備

ＦＦ（強制排気）式暖房機は，使用前後に専門業者による電気配線の点検やフィルターの清掃等を行うのが望ましい。

毎年又は数年に一度の点検・補修を，専門業者に委託している学校もある。また，学校によっては，冷暖房設備のためのボイラーが設置されている場合がある。その場合，ボイラーの機種によっては，機械の運転管理業務と保守管理業務の委託が生じる。

ｄ　ばい煙測定

大気汚染防止法

第16条

消防法

第14条の3の2

危険物の規則に関する政令

第1条の11

ボイラーを使用した場合，ばい煙測定をしなければならない。測定は，環境計量士の資格が必要なため委託することになる。

ｅ　燃料貯蔵施設

冷暖房のための灯油・重油等（第４石油類）を地下タンク等に貯蔵している場合，点検・清掃等は専門業者に委託して行う。

※　法的に定期点検が必要とされるのは，最大貯蔵量が６kL以上の貯蔵所であるが，６kL未満でも安全確保のために点検を行っている学校もある。

ｆ　遊具

遊具の点検・補修は，ＰＴＡのボランティアや職員の業務となっていることが多いが，外見からはわからない破損等のおそれもあるので，定期又は随時の点検・補修を，専門業者に委託している学校もある。

ｇ　床ワックスがけ

校舎・体育館の床の洗浄・ワックスがけは，職員や児童・生徒で行っている学校が多いが，ポリッシャー等の機器を扱えない，洗浄液が児童・生徒に有害等の理由で，専門業者に委託している学校もある。

(ｴ) 業者委託の注意点

点検や清掃などの作業を委託する場合, その受託者が一定の資格を持っていることが前提になる場合があるので，注意が必要である。

委託契約は, 学校の管理者である市町や教育委員会が業者と結ぶ場合が多いが，実際の委託業務の立会いに来ることはあまりない。トラブル防止のためには，契約書の写し等で委託業務の内容が学校側に正確に伝わる必要がある。

キ　安全点検

安全点検は，校舎内外の施設設備の不備又は異常を早期発見し，学校生活が安全に送られるようにするために重要である。また，災害時における危険場所の発見，避難経路の確保など，被害を最小限にとどめることができるようにする点からも，きわめて重要である。

(ｱ) 安全点検の目的

ａ　潜在危険箇所の早期発見，児童・生徒の事故災害の防止

ｂ　児童・生徒の服装や行動の観察を通じての，児童・生徒の事故災害の防止

ｃ　実施を通して，児童・生徒が安全に行動する能力と環境の安全に努力する態度の涵養

ｄ　実施結果に基づき，的確な処理及び改善を行い，事故災害の可能性を除去

(ｲ) 安全点検の実施計画

実施にあたっては，全教職員の共通理解に基づく「安全点検実施要領」を作成して，下記の項目について考慮し，学校の実態に応じて定め，実施する必要がある。

ａ　安全点検の時期

ｂ　安全点検の実施者

ｃ　安全点検の方法

(a) 点検場所及び点検箇所

(b) 点検項目又は点検事項

(c) 点検方法

(d) 点検結果

ｄ　安全点検の事後措置

(ｳ) 安全点検表の作成

様式は，各学校の実態によって作成されるものであるが，点検場所別（領域別）にそれぞれ作成しておくと点検後の処理に便利である。また，点検の結果を集計表等により集計し，全体的に把握することが必要である。

この場合，関係各係の連携によって全職員に確認されることが大切である。

(ｴ) 点検後の措置

点検の係は，点検結果集計後に危険と認めた箇所及び事物を速やかに処理する。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 点  検  結  果 |  | 学校内で処理  できるもの | | |  | 危険物の即時除去  即時処理 | | |  |  |
|  |  |  |  |
|  | ・軽易なものは，学級担任又は教科担任で処理する。  ・営繕係（管理係）でできるものは係で処理する。 | | | | | | | |  |
| 不  良  ・  危  険 |  | 学校内で処理できないもの |  | 危険表示  職員の共通理解  児童・生徒への連絡 | | |  | 教育委員会へ連絡  専門業者に依頼 | |  |
|  |  |  |  |
|  | 職員で処理できないものは，その内容に応じて危険物の除去，修理又は取替え，危険標識の明示，使用場所の変更等を行う。 | | | | | | | | |

点検結果に対しては，安全管理面と併せて，学校環境衛生や安全教育の面からの配慮が必要である。そのためには，児童会・生徒会や学校安全委員会等で十分検討し，学校安全・学校保健の充実のために活用することが重要である。

(8) 学校環境

ア　ホテル・旅館営業許可の制限

旅館業法 第3条\_3

建築基準法

第8,48条\_2,3

建築基準法

第48条\_12

消防法 第8条

都道府県知事は，旅館業を営業しようとする者から，旅館業の許可の申請を受けた場合，その旅館の設置場所が，学校の敷地の周囲おおむね100ｍの区域内にあり，学校の清純な教育環境が著しく害されるおそれがあるときは，営業を許可しないことができる。

イ　住居専用地域内の建築制限

良好な生活環境を守るために，住居と住居に類似するもの（学校を含む。）しか建築が認められていない。

ウ　工業地域内での建築制限

工業地域は，工場を主に設置する地域で公害なども発生しやすく，健康上よい環境ではないため，学校などの建設は認められない。工業専用地域内では，学校のほか，住宅，図書館，水泳場等の建築も認められない。ただし，義務教育の学校などで,その地域に建てる必要があるものと特定行政庁が認めたものは建築できる。

(9) 施設・設備の災害防止

ア　防火管理者の選任

(ｱ) 学校の管理について権原を有する者(市町立学校については市町教育委員会）は，政令で定める資格を有する者のうちから防火管理者を定めなければならない。

(ｲ) 防火管理者の選任・解任をしたときは，遅滞なく所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。

イ　防火管理者の業務・責務

消防法 第8条

消防法施行令

第3条の2\_3

消防法 第17条

(ｱ) 学校の管理について権原を有する者は，防火管理者に次の業務を行わせなければならない。

ａ　消防計画の作成

ｂ　消火・通報・避難の訓練の実施

ｃ　消防用の設備・消防用水・消火活動に必要な施設の点検・整備

ｄ　火気の使用・取扱いに関する監督

ｅ　避難又は防火上必要な構造・設備の維持管理

ｆ　その他防火管理上必要な業務

(ｲ) 防火管理者は,必要に応じて学校の管理について権原を有する者の指示を求め，誠実にその職務を遂行しなければならない。

ウ　消防用設備の設置・維持

学校の管理者は，学校に設備する消防用設備等を，技術上の基準に従って，設置し維持しなければならない。

〔防火組織例〕

通報係　全校に火災の発見を知らせ，必要箇所に通報する。

避難誘導係　児童・生徒を速やかに安全な場所に誘導避難させ，人員を確保し，安全管理にあたる。

消火係　初期消火に努め，消防隊の到着後はその指示に従う。

水源係　消火用水の確保に努め，水道栓，消火栓の整備にあたる。

搬出係　非常持出品，その他の重要物品の搬出にあたる。

救護係　救護所を設けて，救護看護にあたる。

警備係　搬出物の警備・保管にあたる。

給食係　調理員と連絡をとり、必要に応じて給食の用意をする。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 本　　部 | （教　頭）  校　　長 |  | 連　絡　班 |

エ　校長の警備・防火に関する責務

(ｱ) 校長は，学校の警備・防火の計画を立て，教育委員会に報告する例が多い。

(ｲ) 学校の警備・防火の計画には，おおむね次のような事項を含む。

ａ　防火の組織及び訓練に関すること

ｂ　児童・生徒の避難及び救護に関すること

ｃ　重要物品の保管及び非常搬出に関すること

ｄ　防火器具及び防火用水の管理に関すること

オ　一般教職員の警備・防火に関する責務

(ｱ) 警備・防火について校長の定める責任分担を果たし，勤務時間中に学校又はその付近に火災その他の災害が発生したときは，校長の指揮に従い敏速に行動する。

(ｲ) 勤務時間外に学校又はその付近に非常災害が発生したときは,速やかに登校して臨機の処置をとる。

(10) 児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理

大阪教育大学教育学部附属池田小学校において発生した児童殺傷事件(平成13年６月８日)を発端とし,児童生徒等の安全の充実が求められるようになった。

学校保健安全法

第26～30条

H13.8.3（県教委）

教保第400号

それらを踏まえ，平成21年４月１日「学校保健法」が「学校保健安全法」に改められ，次のような規定が整備された。

・子どもの安全を脅かす事件，事故及び自然災害に対応した総合的な学校安全計画の策定による学校安全の充実

・各学校における危険発生時の対処要領の策定による的確な対応の確保

・警察等関係機関，地域ボランティア等との連携による学校安全体制の強化

なお，それに先立ち石川県においては「幼児・児童・生徒の安全確保及び学校の安全管理の取り組み」について次のように通知された。

ア　学校安全管理について

(ｱ) 教職員の意識啓発

ａ　教職員間での情報交換や共通理解を密に行い，常に啓発に努めること。

ｂ　地域関係者等を交えた学校安全委員会を位置づけ，学校の実情に即した危機管理体制の定期的な見直し等を図ること。

ｃ　教職員に対する危機管理や防犯のための研修会を開催し，資質向上に努めること。

(ｲ) 保護者・地域・警察等関係機関との連携

ａ　学校安全委員会等連絡会議を定期的に開催し，保護者・学校周辺住民・関係機関との更なる連携の強化に努めること。

ｂ　不審者等の情報が速やかに共有されるための連絡体制を構築し，普段からの情報交換に努め，また，非常時に備えて緊急連絡網を整備すること。

(ｳ) 来校者への対応

ａ　出入り口の限定，受付名簿等の記載や来校者への声かけを行うなど，常に来校者に対する意識をもち，教職員全体で対応する体制を整えること。

ｂ　非常時においては，常に複数の教職員で対応する体制をとるなど，あらゆる場面を想定した避難方法，避難経路等を教職員，児童・生徒に周知を図ること。

(ｴ) 登下校時における安全確保

ａ　通学路の安全点検を保護者，関係機関関係者とともに定期的に行い，通学路の安全を把握するよう努めること。

ｂ　不審者情報等によっては，保護者，関係機関関係者の協力を得ながら集団登下校を実施すること。

ｃ　子ども110番の家の周知を図るとともに，必要に応じて一般民家・商店などに協力を依頼するなど緊急時の避難協力体制の確立に努めること。

(ｵ) 学校開放時における安全への配慮

ａ　人数，時間，目的等を確実に把握し，開放部分と非開放部分の区別を明確に示すこと。

ｂ　必要に応じて，保護者や関係機関等による支援体制を活用し，学校開放時の安全確保を図るとともに，その状況や効果を関係機関関係者等に示し協力を依頼すること。

(ｶ) 学校施設面における安全確保

ａ　日頃から警察署，消防署及び関係機関との連携を図るとともに，施設面の充実，安全点検の方法等を実態に合わせて工夫し，安全確認を確実に行うとともに，適切な措置を講ずること。

ｂ　不測の事態発生時には，児童・生徒の安全を第一に考え緊急体制で臨むとともに，「自動火災報知機」など既存の非常時設備等の活用も考えること。(※)

ｃ　国民安全の日等の機会を利用し，学校安全総点検等の取組を行うよう努めること。

イ　安全教育について

(ｱ) 安全学習

能力に応じた安全教育が実施されるように配慮するとともに，危険を予測する能力の育成や自分の身を守る能力の育成に努めること。

(ｲ) 安全指導

ａ　不審者侵入等を想定した危険回避や避難などの訓練の実施に努めること。

ｂ　警察等関係機関関係者による児童・生徒及び保護者の参加する防犯教室を開催するよう努めること。

※　「火災以外の緊急時における自動火災報知設備の使用について 」

１　自動火災報知設備は，消防法第18条第１項により「みだり」な使用が禁じられている。

２　人命に差し迫った危難が及んでいる場合において自動火災報知設備を使用することは「みだり」な使用ではないと考えられる。

３　火災以外の緊急時において使用したときは，その緊急内容と火災でない旨を当該報知を受けた人々に早急に周知するとともに，消防機関に速やかに連絡する等の配慮がなされること。